

登米市耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月（策定）

令和 8 年 3 月（第 3 回改定）

登 米 市

目次

はじめに.....	1
第1章 計画の目標.....	2
1. 計画設定の背景.....	2
1-1 登米市における地震被害.....	2
1-2 住宅・建築ストックの耐震化の現状.....	6
1-3 本市における宮城県沖地震等の被害想定.....	10
1-4 直下型地震の被害想定.....	12
1-5 スラブ内地震の被害想定.....	12
2. 計画の基本的事項.....	13
2-1 計画の目的.....	13
2-2 計画の位置づけと期間等.....	13
2-3 基本方針及び計画の目標.....	15
第2章 耐震化促進施策の内容.....	19
1. 住宅.....	19
1-1 普及・啓発.....	19
1-2 耐震診断の促進.....	19
1-3 耐震改修の促進.....	19
2. 多数の者が利用する特定建築物・その他の建築物.....	20
2-1 普及・啓発.....	20
2-2 耐震診断及び耐震改修の促進.....	20
3. 公共建築物(市有建築物).....	20
3-1 市有建築物の促進.....	20
4. 地域避難所(地区集会施設).....	20
4-1 耐震改修の促進.....	20
5. 地震時に通行を確保すべき道路(緊急輸送道路).....	20
5-1 緊急輸送道路.....	20
6. 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策.....	20
6-1 がけ地近接等危険住宅移転事業.....	20

第3章 啓発及び知識の普及に関する施策	21
1. 啓発及び知識の普及.....	21
2. 技術者の情報提供	21
3. 家具の転倒防止策	21
4. 町内会、NPO等との連携に関する方針	21
5. 高齢者世帯への支援の方針.....	21
第4章 宮城県との連携	22
1. 宮城県との連携.....	22
1-1 宮城県との連携	22
2. 宮城県が実施する事項	22
2-1 指導・助言の方法	22
2-2 指示・公表の方法.....	22
2-3 報告・検査等の方法	22
2-4 勧告又は命令の方法	22
第5章 関連施策.....	24
1. 宮城県建築物等地震対策推進協議会との連携・活用.....	24
2. ブロック塀等の倒壊防止対策	24
3. 地域集会施設の耐震対策	25
4. 非構造部材(落下物及び建築設備の耐震対策).....	25

はじめに

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では、地震により6,400人余の尊い命が奪われました。地震による直接的な死者数は5,502人にも上り、このうち約9割にあたる4,831人が住宅・建築物の倒壊などにより死亡しています。

同地震による建築物の被害状況に関する多くの調査・分析では、昭和56年6月以前、いわゆる新耐震基準の施行以前に着工された建築物の被害が甚大であることが明らかになりました。これらの教訓を踏まえ、地震による建築物等の倒壊などの被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため平成7年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、耐震改修促進法という）」が施行されています。

建築物の耐震改修については、国の中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針」（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」として位置付けられています。また、『東海、東南海、南海地震に関する地震防災戦略』（平成17年3月）においても、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとされています。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修などを実施することが求められています。

このような認識のもと、国は、平成18年1月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を定めました。平成30年12月の改定では、住宅の耐震化率について、令和2年度までに95%とすることを目標として設定しました。また、国の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」（令和2年5月）においては、「現在設定されている目標を5年間スライドさせて、令和7年に95%とすること」を提案されています。その後、令和6年11月に再度目標の見直しを行い、令和17年までの耐震化率を「おおむね解消」としています。

宮城県では、既存建築物の耐震改修に関する施策の方向性を示すものとして、平成19年5月に「宮城県耐震改修促進計画」を策定し、様々な建築物などの地震対策を講じています。

登米市においても、平成19年2月に「登米市地域防災計画」を策定し、近い将来高い確率で発生が予想される大地震に備えています。このような状況から、登米市耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条第1項に基づき、国の法改正や基本方針、宮城県耐震改修促進計画などと整合を図り、市内の建築物等の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために制定しました。これまでも、国の法改正などにあわせて平成28年3月及び令和3年3月に改定を行いましたが、今回、国の方針や宮城県耐震改修促進計画の見直しに併せて改定を行うものです。

第1章 計画の目標

1. 計画設定の背景

1-1 登米市における地震被害

(1) 過去の地震被害

登米市の位置する宮城県に被害を及ぼす地震は、主に陸域の浅いところで発生する地震と、太平洋沖合(主に三陸沖合)で発生する地震に分類されます。

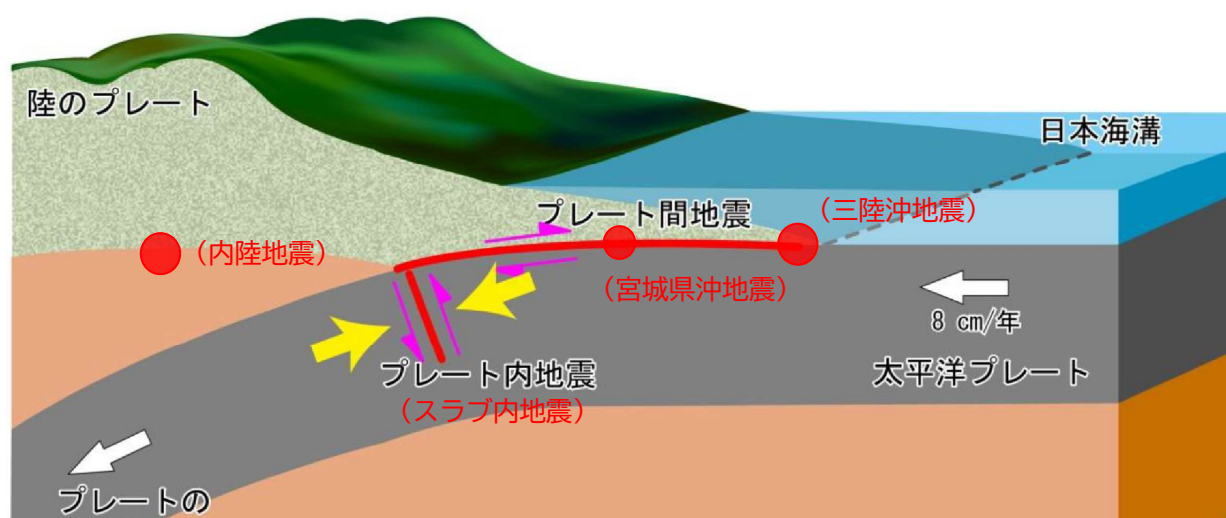
明治以降の陸域の地震としては、1956年の白石の地震(M6.0)、1900年(M7.0)と1962年(M6.5)に宮城県北部で発生した地震が知られています。また、近年では2003年に発生した宮城北部地震(M6.4)や2008年に発生した岩手・宮城内陸地震(M7.2)で甚大な被害が生じました。

太平洋沖合では、1896年の明治三陸地震(M8.2)や1933年の三陸地震(M8.1)、1968年十勝沖地震(M7.9)のようにM8クラスの巨大地震が発生することがあります。これらのうち二つの三陸地震は日本海溝付近の陸地から離れた場所で発生したため、地震動による被害は少ないものでしたが、津波により太平洋部沿岸に大きな被害をもたらしました。これらの地震より規模の小さいものでも、1978年の宮城県沖地震(M7.4)では、丘陵を造成した宅地に大きな被害が生じました。さらに、ガス、水道、電気などのライフラインの被害により市民生活に混乱が生じるなど、都市型の災害となりました。この宮城県沖地震の発生海域付近では、1855年(M7.3)、1897年(M7.4)、1936年(M7.4)、1978年(M7.4)、2011年(M7.2)と、ほぼ40年周期で同程度の規模の地震が発生しています。

また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(M9.0)では、沿岸部に津波による壊滅的な被害が発生しましたが、内陸の市町村でも建築物等に大きな被害が生じています。

さらに、プレート内部で発生するスラブ内地震と呼ばれる地震が東北地方太平洋沖地震以降、多く発生しています。代表的なものとしては、2021年(M7.3)、2022年(M7.4)の福島県沖を震源とする地震があり、本市においても多くの被害が発生しました。

スラブ内地震の特徴として沖合で発生する地震よりも内陸の近い場所で発生するため、津波の被害などは少ないものの、地震動による建物の被害が多く見られます。そのため、内陸部に位置する登米市でも被害想定が大きくなることが予想されます。



参考：第5次地震被害想定調査。宮城県。2023(R5).11を基に作成

表 1-1-1 宮城県に被害を及ぼした主な地震

西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害	被害の出典
869. 7. 13 (貞観11)	三陸沿岸	8.3	家屋倒壊、圧死者多く、津波による多賀城下で溺死者 1,000名	宮城県
1611. 12. 2 (慶長16)	三陸沿岸及び北海道東岸	8.1	津波があり、伊達領で溺死者 1,783名 南部、津軽で人馬の死 3,000名以上	新編日本被害地震総覧
1646. 6. 9 (正保 3)	陸前・岩代・下野	6.5~ 6.7	仙台城・白石城で被害	理科年表
1793. 2. 17 (寛政 5)	陸前・陸中・磐城	8~ 8.4	仙台藩で死者12名 家屋破損 1,060棟以上	新編日本被害地震総覧
1835. 7. 20 (天保 6)	仙台	7.0	仙台城石垣破損	新編日本被害地震総覧
1896. 6. 15 (明治29)	(明治三陸地震)	8.2	津波による被害。死者 3,452名、負傷者 1,241名 家屋倒壊 854棟、同流出 3,121棟	新編日本被害地震総覧
1900. 5. 12 (明治33)	宮城県北部	7.0	遠田郡で被害最大。死者 13名、負傷者 4名 家屋全壊 44棟	新編日本被害地震総覧
1933. 3. 3 (昭和 8)	(三陸地震)	8.1	津波による被害。死者・行方不明 308名、負傷者 145名 家屋倒壊 528棟、同流出 950棟	新編日本被害地震総覧
1960. 5. 23 (昭和35)	(チリ地震津波)		津波による被害。死者・行方不明 54名、負傷者 641名 建物全壊 977棟、建物流失 434棟	新編日本被害地震総覧
1962. 4. 30 (昭和37)	(宮城県北部地震)	6.5	田尻町、南方村を中心に被害。死者 3名、負傷者 272名 住家全壊 340棟	新編日本被害地震総覧
1978. 6. 12 (昭和53)	宮城沖を震源とする地震 (宮城県沖地震)	7.4	死者 27名、負傷者 1,273名 住家全壊 1,180棟	新編日本被害地震総覧
2003. 5. 26 (平成15)	宮城県沖(三陸南地震)	7.1	重軽傷者 64名 住家半壊 11棟、一部破損 1,033棟	宮城県 (平成15年6月19日最終報告)
2003. 7. 26 (平成15)	宮城県北部 (宮城県北部連続地震)	6.4	重軽傷者 675名 住家全壊 1,276棟、半壊 3,809棟、一部破損 10,975棟	宮城県 (平成16年1月9日現在)
2005. 8. 16 (平成17)	宮城地震	7.2	重軽傷者 79名 住宅一部破損 383棟	宮城県 (平成17年12月27日確定報告)
2008. 6. 14 (平成20)	岩手・宮城内陸地震	7.2	死者 14名、負傷者 365名 住宅全壊 28棟、半壊 141棟、一部破損 173棟	宮城県 (平成23年4月29日現在)
2011. 3. 11 (平成23)	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.0	死者 10,570名、行方不明者 1,215名 住家全壊 83,005棟、住家半壊 155,130棟、一部破損 224,202棟	宮城県 (令和5年2月28日現在)
2011. 4. 7 (平成23)	宮城県沖を震源とする地震	7.2		
2021. 2. 13 (令和3)	福島県沖を震源とする地震 (スラブ内地震)	7.3	重軽傷者 73名 住家全壊 5棟、住家半壊 132棟、一部破損 14,116棟	宮城県 (令和3年5月28日現在)
2021. 3. 20 (令和3)	宮城県沖	6.9		宮城県 (令和3年5月28日現在)
2022. 3. 16 (令和4)	福島県沖を震源とする地震 (スラブ内地震)	7.4	死者 2名、重軽傷者 108名 住家全壊 51棟、住家半壊 616棟、一部損壊 21,839棟	宮城県 (令和4年6月17日現在)

出典：登米市地域防災計画。登米市，2025(R7).7，総-20

表 1-1-2 登米市における昭和以降の主な地震被害

地域	被害状況
迫	昭和53年2月20日 地震 M6.7 宮城県沖 学校、公共施設等で壁の亀裂の発生、壁・窓ガラスの落下等の被害発生 建造物被害：18,874千円、道路・橋りょう等被害：2,295千円、住家被害：38,904千円 昭和53年6月12日 宮城県沖地震 M7.4 迫町佐沼地区の市街地を中心に倒壊家屋が続出 重軽傷者：48名、家屋全壊：29棟、家屋半壊：144棟、家屋一部破損多数、交通の寸断が各所で発生 農業被害：203ha 被害額：1,000,000千円以上
登米	昭和53年6月12日 宮城県沖地震 M7.4 登米大橋の損壊、登米高等尋常小学校校門（赤レンガ門）崩壊の被害発生
東和	昭和53年6月12日 宮城県沖地震 M7.4 家屋全壊：2戸、家屋半壊：7戸、家屋一部破損：193戸、非住家一部破損：4戸 家屋被害額：57,800千円、農業用施設被害額：284,600千円、教育関係被害額：8,250千円 土木関係被害額：39,150千円
中田	昭和53年6月12日 宮城県沖地震 M7.4 負傷者：2名、被災者数：4,298名、家屋全壊：4棟、家屋半壊：26棟、家屋一部破損：514棟、非住家破損：331棟 家屋被害額：291,871千円、水道施設被害額：742千円、教育関係被害額：4,785千円 土木関係被害額：11,200千円、その他の被害額：470,345千円
豊里	昭和53年6月12日 宮城県沖地震 M7.4 負傷者：2名、被災者：680名、家屋破損139戸 総被害額474,392千円
米山	昭和53年6月12日 宮城県沖地震 M7.4 家屋全壊：45棟、家屋半壊：67棟、家屋一部破損：1,531棟等 6月14日災害救助法が適用される。
石越	昭和53年2月20日 地震 M6.7 宮城県沖 窓ガラスの破損、壁の亀裂等の被害発生 昭和53年6月12日 宮城県沖地震 M7.4 家屋破損206戸、総被害額389,800千円
南方	昭和53年2月20日 地震 M6.7 宮城県沖 震度4を観測、西郷地区を中心に家屋の破損や水道管の破裂等の被害発生 被害額：約390,000千円 昭和53年6月12日 宮城県沖地震 M7.4 震度5を観測、地域全体に被害が及び 家屋全壊：14棟、家屋半壊：15棟、家屋一部損壊：515棟、非住家全壊：17棟、非住家半壊：25棟 非住家一部損壊：268棟、水田2,290a等に被害 総被害額：約912,000千円
津山	昭和53年6月12日 宮城県沖地震 M7.4 重傷者：1名、公共施設：48、その他：350戸 総被害額：119,300千円
登米市	平成20年6月14日 岩手・宮城内陸地震 M7.2 (略) 平成23年3月11日 東北地方太平洋沖震 M9.0 平成23年4月7日 宮城県沖地震 M7.2 死者：28名 行方不明者：4名 重傷者：12名 軽傷者40名 全壊：201棟 大規模半壊：441棟 半壊：1,360棟 一部損壊：3,364棟 非住家被害：795箇所 概算被害額：14,620,809千円 令和3年2月13日福島県沖を震源とする地震 M7.3 大規模半壊：1棟 半壊：2棟 準半壊：14棟 一部損壊：121棟 被害総額：150,872千円 令和3年3月20日宮城県沖を震源とする地震 M6.9 軽傷：1名 一部損壊：12棟 被害総額：56,326千円 令和4年3月16日福島県沖を震源とする地震 M7.4 死者：1名 重軽傷者：4名 全壊：4棟 大規模半壊：3棟 中規模半壊：12棟 半壊：62棟 準半壊：248棟 一部損壊：1,097棟 被害総額：2,273,451千円

出典：登米市地域防災計画。登米市，2025(R7).7，総-23

(2) 地震の長期評価

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震本部」という。）では、これまでに海溝型地震の長期評価を行い、日本海溝沿いの地震活動について、「宮城県沖地震の長期評価」（平成12年公表）、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」（平成14年公表）のほか、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を受けて、同年11月に「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版）」（以下「第二版」という。）を公表しました。

しかし、第二版は東北地方太平洋沖地震の直後の改定であり、同地震やその影響に関する調査研究はその途上にあつたため、暫定的な評価でした。その後、同地震から約8年が経過した平成31年2月、震源域や沿岸域における調査研究が大きく進展したことを受け、新たな長期評価手法の検討途上ではありますが、新たに得られた知見を取り入れ第二版を改定し、「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」として公表しました。

また、地震本部は主要な活断層や海溝型地震の長期評価を随時公表しており、今回、令和8年1月1日を基準日とした長期評価による地震発生率値に更新しています。

本計画では、令和3年1月1日を基準日として算定された地震発生率値を公表していましたが、地震本部にあわせて更新を行います。

なお、更新された確率によると、宮城県沖地震やスラブ内地震など、本市に多大な被害を及ぼす地震が短い間隔で発生すると予想されており、今後も留意が必要です。

表 1-1-3 過去の宮城県沖地震の概要

年月日	前回の地震からの経過年数	地震の規模	備考
1897.2.20	— 年	M7.4	
1936.11.3	39.7 年	M7.4	
1978.6.12	41.6 年	M7.4	
2005.8.16	27.2 年	M7.2	
2011.3.11	5.5 年	—	

※宮城県沖地震は宮城県沖で発生する陸域よりで発生するひとまわり小さいプレート間地震をいう。

参考：地震調査研究推進本部地震調査委員会、『日本海溝沿いの地震活動の長期評価』、2019(H31).2.26. P.18

表 1-1-4 海溝型地震の長期評価の概要（基準日 令和8年(2026年)1月1日）※1

領域または地震名		長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード※2)	地震発生確率			平均発生間隔		
			10年以内	30年以内	50年以内	最新発生時期		
日本海溝沿いの地震	プレート間地震	超巨大地震 (東北地方太平洋沖型)	9.0 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	550 年～600 年程度 14.8 年前	
		宮城県沖〔領域〕	7.9 程度	9%	20%程度	40%程度	109.0 年 —	
		ひとまわり小さい プレート間地震	宮城県沖〔領域〕	7.0～7.5 程度	50%程度	90%程度	90%程度以上	12.6～14.7 年 —
			宮城県沖の 陸寄りの地震 (宮城県沖地震)	7.4 前後	ほぼ 0.001% ～5.0%	80%～90% 程度以上	90%程度以上	38.0 年 14.8 年前
		海溝寄りのプレート間地震 (津波地震等)	Mt8.6～9.0※2	9%	30%程度	40%程度	102.8 年 —	
	プレート内地震	沈み込んだプレート内の地震 (スラブ内地震)	7.0～7.5 程度	30%～40%	60%～70%	80%～90%	22.0 年～29.4 年 6.0 年前	
		海溝軸外側の地震	8.2 前後	2%	7%	10%程度	411.2 年 —	

参考：『活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧』、地震調査研究推進本部地震調査委員会、2026(R8).1.14

※1 宮城県に関連する長期評価の抜粋

※2 「マグニチュード」は津波マグニチュード（津波の高さの空間分析を使って算出する地震の大きさの指標）を示す

1-2 住宅・建築ストックの耐震化の現状

(1) 建築物のストック数

市内の令和6年の構造別建築物棟数は、表1-1-5及び図1-1-2に示すとおり、棟数ベースでは、木造建築物が約90.4%を占めています。

また、市内の建築物棟数は86,848棟で、建築時期別・構造別棟数の内訳は、表1-1-6及び図1-1-3に示すとおりで、建築時期別にみると、昭和56年5月31日以前に建てられた建築物は、全体の概ね3分の2(約63.9%)を占めています。

表1-1-5 構造別建築物棟数

(単位：棟)

区分	木造		鉄骨造		鉄筋 コンクリート		鉄骨鉄筋 コンクリート		その他		合計	
住家	35,633	96.80%	1,067	2.90%	64	0.20%	6	0.00%	30	0.01%	36,800	100%
非住家	42,926	85.76%	5,510	11.01%	193	0.39%	31	0.06%	1,388	2.78%	50,048	100%
合計	78,559	90.46%	6,577	7.57%	257	0.30%	37	0.04%	1,418	1.63%	86,848	100%

※割合は、合計に占める比率を区分ごとに算出

資料：登米市固定資産課税(補充)台帳。登米市，2024(R6)

表1-1-6 建築時期別・構造別建築物棟数

(単位：棟)

区分	昭和56年5月31日以前		昭和56年6月1日以降		合計	
木造	51,635	65.73%	26,924	34.27%	78,559	100%
非木造	3,896	47.00%	4,393	53.00%	8,289	100%
合計	55,531	63.94%	31,317	36.06%	86,848	100%

※割合は、合計に占める比率を区分ごとに算出

資料：登米市固定資産課税(補充)台帳。登米市，2024(R6)

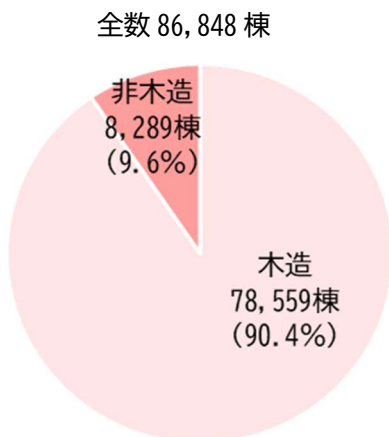


図1-1-2 構造別建築物棟数

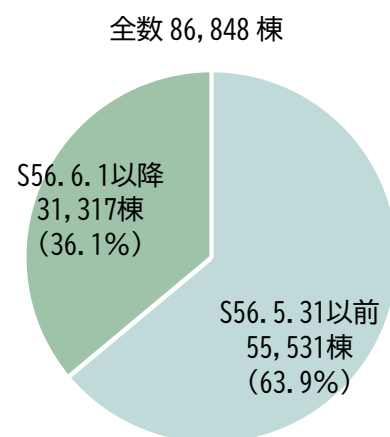


図1-1-3 建築時期別建築物棟数

(2) 住宅のストック数

市内の令和6年の構造別住宅棟数は、表1-1-7及び図1-1-4に示すとおり、木造住宅が約96.8%を占めています。

また、市内の構造別住宅棟数は、34,429棟で、建築時期別・構造別住宅棟数の内訳は、表1-1-8及び図1-1-5に示すとおりで、建築時期別にみると、昭和56年5月31日以前に建てられた住宅は、全体の概ね半数(約49.3%)を占めています。

※国土交通省で策定している住生活基本計画(全国計画)では、最低居住面積水準を25㎡としていることを踏まえ、家屋課税データの「現況床面積」より、住宅のうち25㎡未満を対象外としています。

表1-1-7 構造別住宅棟数

(単位：棟)

区分	木造		鉄骨造		鉄筋 コンクリート		鉄骨鉄筋 コンクリート		その他		合計	
	棟数	割合	棟数	割合	棟数	割合	棟数	割合	棟数	割合	棟数	割合
戸建て	32,789	97.19%	884	2.62%	37	0.11%	4	0.01%	23	0.07%	33,737	100%
共同住宅	550	79.48%	116	16.77%	25	3.61%	1	0.14%	0	0.00%	692	100%
合計	33,339	96.83%	1,000	2.91%	62	0.18%	5	0.01%	23	0.07%	34,429	100%

※割合は、合計に占める比率を区分ごとに算出

資料：登米市。登米市固定資産課税(補充)台帳。2024(R6)

表1-1-8 建築時期別・構造別住宅棟数

(単位：棟)

区分	昭和56年5月31日以前		昭和56年6月1日以降		合計	
	棟数	割合	棟数	割合	棟数	割合
木造	16,834	50.49%	16,505	49.51%	33,339	100%
非木造	150	13.77%	940	86.23%	1,090	100%
合計	16,984	49.33%	17,445	50.67%	34,429	100%

※割合は、合計に占める比率を区分ごとに算出

資料：登米市。登米市固定資産課税(補充)台帳。2024(R6)

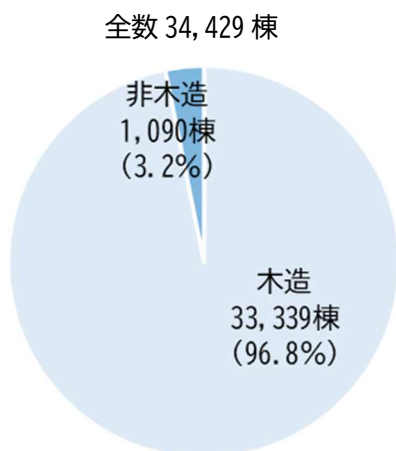


図1-1-4 構造別住宅棟数

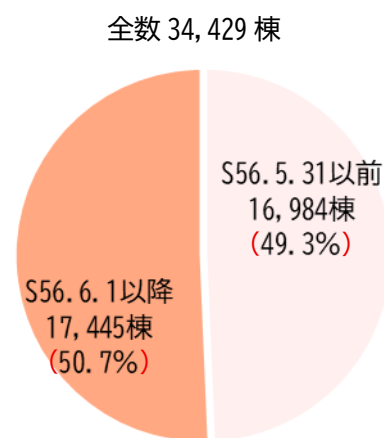


図1-1-5 建築時期別住宅棟数

(3) 住宅の耐震化の状況

住宅の耐震化の状況について調査した結果は、表 1-1-9 及び図 1-1-6 に示すとおり、令和 5 年の住宅・土地統計調査によると、市内の住宅総戸数 25,370 戸のうち、耐震基準を満たすと推計される住宅は 19,230 戸あり、耐震化率は 75.8%となっています。

なお、耐震基準を満たしていない住宅は 6,140 戸 (24.2%) と推計されます。

表 1-1-9 住宅の耐震化の状況

(単位：戸)

分類	総数 A	新耐震 基準 B	旧耐震 基準 C	推定耐震性有 D	耐震化 されている E = B + D	耐震化率(%) F = E / A
戸建て	22,140	13,040	9,100	3,180	16,220	73.3
共同住宅	3,230	2,810	420	200	3,010	93.1
計	25,370	15,850	9,520	3,380	19,230	75.8

参考：住宅・土地統計調査。総務省統計局。2023(R5)を加工して作成
※各項目の数値を四捨五入しているため、内訳の計と合計欄の数値が一致しないことがあります。

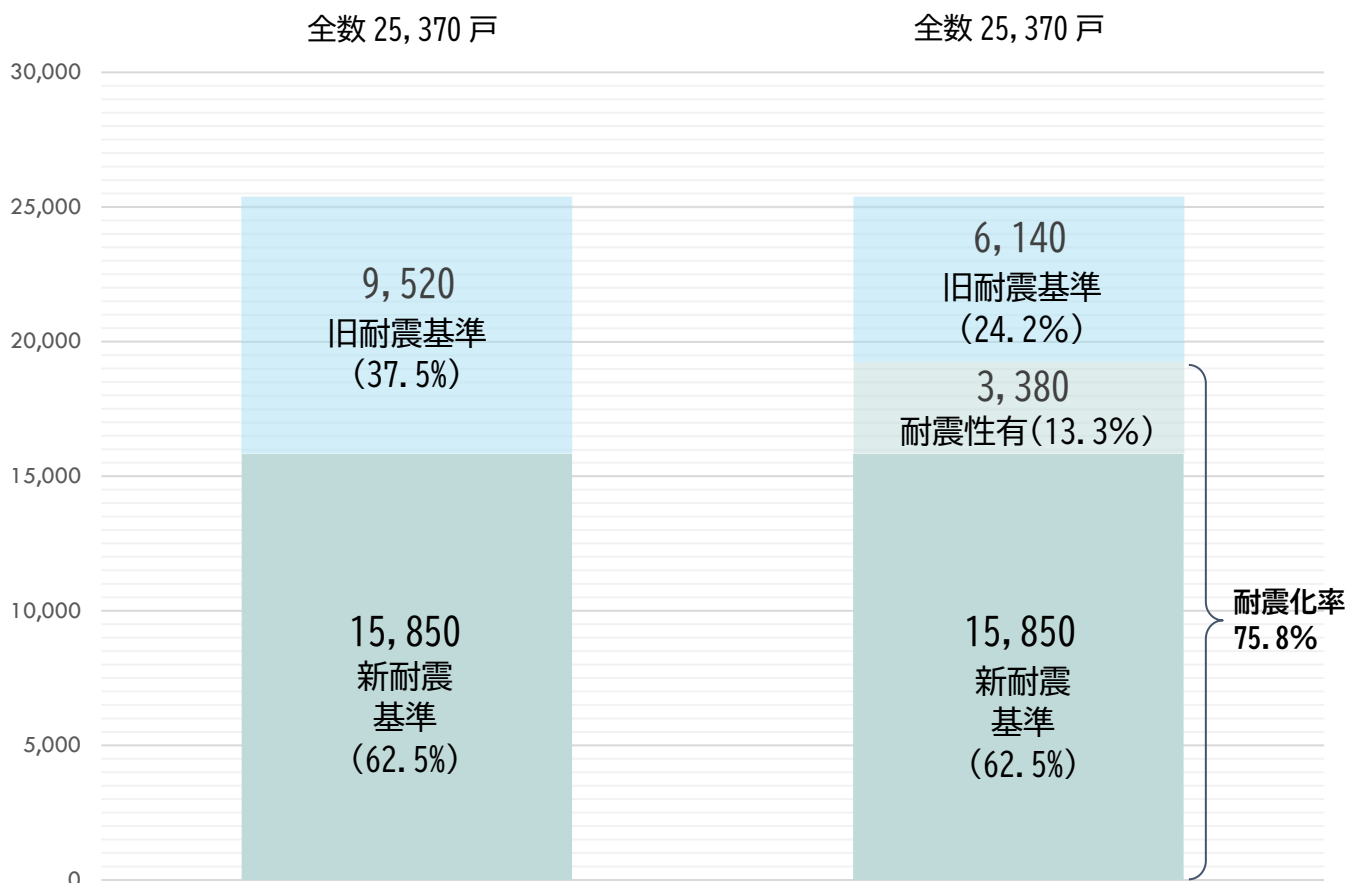


図 1-1-6 住宅の耐震状況

(4) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況

耐震改修促進法では、庁舎、学校、病院・診療所、社会福祉施設、劇場・集会場、店舗、ホテル・旅館、事務所、共同賃貸住宅など、多数の者が利用する建築物のうち一定規模以上のものを「多数の者が利用する特定建築物」と規定しています。

市内において多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況は、建築物が持つ機能、性質から各用途に分類し、表 1-1-10 に示すとおり、耐震化率は 100% で、全ての施設において耐震性が確保されています。

表 1-1-10 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況 (単位：棟)

用途	特定建築物					合計	耐震化率
	新耐震基準	旧耐震基準					
		内耐震基準適合建築物	指示対象	耐震診断義務付け対象			
庁舎（総合支所）	6	1	1	1	1	7	100 %
消防本部・署	1					1	100 %
小学校	8	15	15	15	5	23	100 %
中学校	3	7	7	6	5	10	100 %
高等学校		1	1	1	1	1	100 %
体育館	7	7	7			14	100 %
その他体育施設	7	6	6	2		13	100 %
幼稚園	1					1	100 %
病院	4	3	3	3	2	7	100 %
福祉施設	7	6	6			13	100 %
公民館・集会施設	15	6	6			21	100 %
祝祭劇場	1					1	100 %
市営住宅	7	2	2			9	100 %
共同住宅	1					1	100 %
ホテル	4					4	100 %
事務所	2	1	1			3	100 %
駐車場	1					1	100 %
店舗	2	1	1			3	100 %
その他	1	1	1			2	100 %
工場	7	2	1			9	100 %
総計	85	59	58	28	14	144	100 %

参考：登米市公共施設白書、登米市、2025.3 を基に作成

1-3 本市における宮城県沖地震等の被害想定

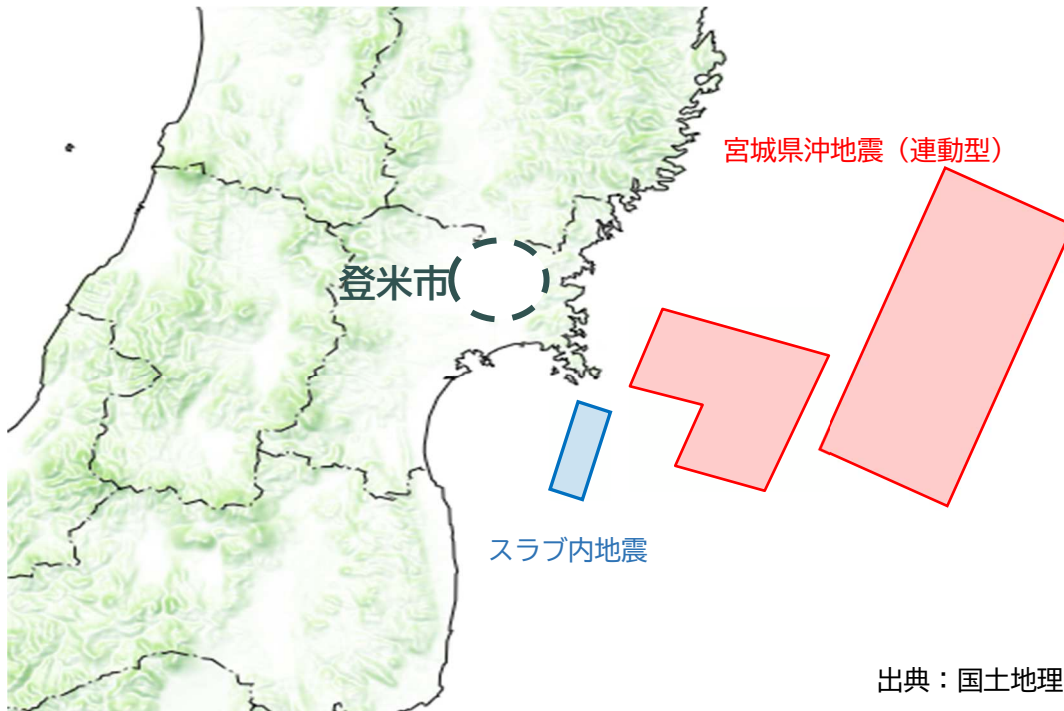
(1) 地震被害想定調査結果の概要

宮城県では、宮城県沖地震以降、地震被害想定調査を実施し、地震対策を進めており、令和3年度から令和5年度にかけて第5次地震被害想定調査を行い、令和5年11月に調査結果を公表しています。

これまで、宮城県沖地震を単独型 (M7.5) 及び連動型 (M8.0) の両方を選定し、検討を進めてきましたが、連動型で単独型の地震を補完できることから、今回は連動型のみを選定しています。

また、本計画における宮城県沖地震等の被害想定については、宮城県沖地震 (連動型) に、近年のスラブ内地震の多発を考慮し、スラブ内地震を選定に加えた最新の地震調査報告データを用いています。

図1-1-7 想定した地震の断層モデル位置図



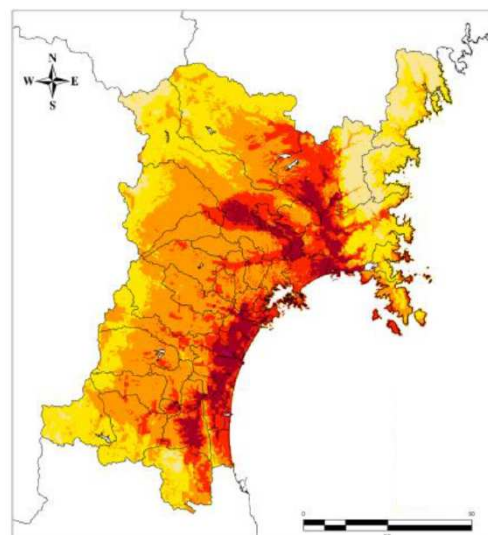
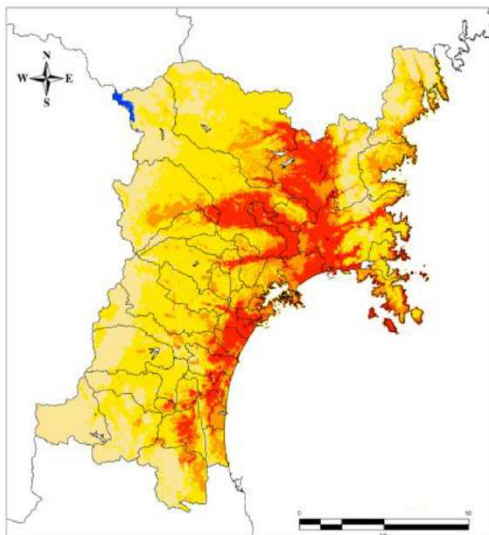
出典：国土地理院ウェブサイト

「地理院データ」 (国土地理院) 「<https://maps.gsi.go.jp/vector/#6/38.179509/141.435501/&ls=hillshade1%2C0.3%7Cvpale2&disp=11&d=l>」
を加工して作成

図1-1-8 予想震度分布図

宮城県沖地震 (連動型)

スラブ内地震



(2) 建築物被害の予測結果

地震被害想定調査結果の概要は表 1-1-11 に示すとおりで、県内建築物の全棟数 991,041 棟のうち、県内における建築物の被害予測結果について、想定地震別の状況を表 1-1-12 に示します。

被害の分布としては、宮城県沖地震（連動）及びスラブ内地震は北部を中心として県内一帯の低地部において被害が発生する傾向があります。

表 1-1-11 地震被害想定調査結果の概要

項目		想定地震	②宮城県沖地震（連動） （海洋型）	スラブ内地震
モーメント・マグニチュード(Mw)			8.0	7.5
予想震度			県北部の旧鳴瀬町から旧桃生町にかけての地域、旧小牛田町から旧南方町にかけての地域で震度6強、これらの周辺で震度6弱となり、県北部の中央部を中心に影響を及ぼすと予想される。	仙台市中心部で震度7、宮城県北を中心に震度6強となっている。宮城県北部から南部にかけて広い範囲で影響を及ぼすと予想される。
液状化危険度			県北部および仙台周辺の平地において液状化危険度が高くなっている。	県北部および仙台周辺の平地において液状化危険度が高くなっている。
主な想定被害の結果	建築物	全壊・大破棟数	5,415 棟	9,280 棟
		半壊・中破棟数	28,243 棟	38,590 棟
	火災	炎上出火数	520 棟	9,368 棟
		津波	全壊・大破棟数	153 棟
	半壊・中破棟数		392 棟	12 棟
	人的	死者数	85 人	749 人
		負傷者数	938 人	3,646 人
		うち 重傷者数	101 人	622 人
		要救出者数	141 人	1,056 人
		短期避難者数	76,042 人	208,947 人
	うち 長期避難者数	31,284 人	128,280 人	

注) 被害の数字は冬の夕方（18時頃）に地震が発生し、風向が西北西、風速が6m/秒のケースである。

注) 第5次地震被害調査ではマクロでの計算により数値を算出しており四捨五入の関係で数値が合わない場合があります。

資料：宮城県、第5次地震被害想定調査、2025(R7)

表 1-1-12 県内における建築物の被害予測結果

項目	被害項目		宮城県沖地震(連動)		スラブ内地震	
			棟数	率 (%)	棟数	率 (%)
建 物	揺 れ	全 壊	717	0.0	4,154	0.5
		半 壊	3,489	0.3	12,148	1.3
	液状化	全 壊	4,695	0.5	5,122	0.6
		半 壊	24,744	2.7	26,433	2.9
	急傾斜地	全 壊	3	0.0	4	0.0
		半 壊	6	0.0	9	0.0

出典：第5次地震被害想定調査、宮城県、2023(R5).11

(3) 登米市における地震被害想定

① 震度の想定

「宮城県第5次地震被害想定調査」による登米市の被害想定を整理しました。

被害想定範囲は宮城県沖地震及びスラブ内地震も同程度の範囲で影響を及ぼしますが、平均震度はスラブ内地震の方が大きい傾向にあります。想定震度が高い地域では、建物の耐震性に十分に配慮する必要があります。特に避難所となる施設などについては耐震化を促進する必要があります。

② 建物被害予想

市内全棟数は 66,155 棟あり登米市内での建物被害予測結果は下記表のとおりです。

表 1-1-13 登米市における建築物の被害予測結果

項目	被害項目		宮城県沖地震(連動)		スラブ内地震	
			棟数	率 (%)	棟数	率 (%)
建物	揺れ	全壊	201	0.3	342	0.5
		半壊	806	1.2	1,041	1.6
	液状化	全壊	726	1.1	730	1.1
		半壊	2,759	4.2	2,773	4.2
	急傾斜地	全壊	2	0.0	2	0.0
		半壊	5	0.0	5	0.0

資料：第5次地震被害想定調査。宮城県。2023(R5).11

1-4 直下型地震の被害想定

直下型地震の特徴は、海溝型地震に比べて規模が小さく、震源から地表面までの深さは 20 キロメートルから 30 キロメートル程度と予想されています。しかし、震源が浅いため地表面に大きな地震動（地盤の震動）が作用し建物や道路、水道、下水道などのライフラインに大きな被害をもたらします。

地震によって建物が倒壊する主な原因の一つに、地震動と建物の固有周期が一致して、建物が共振する現象があります。建物が共振すると揺れは増幅され、時間の経過と共に揺れはさらに大きくなります。木造住宅や中低層の建物の固有周期は 0.2~0.5 秒程度で、直下型地震はこのような周期の震動を含むため、建物は地震動を受けて共振しやすい傾向があります。そのため、海溝型の巨大地震よりも被害が甚大となることが想定されます。

1-5 スラブ内地震の被害想定

スラブ内地震の特徴は、震源から地表面までの深さが 40 キロメートルから 100 キロメートル程度と比較的深い場所で発生すると予想されています。しかし、震源が陸域の下部（沈み込んだプレート内）に位置するため、発生時には瞬時的に強い応力が生じ、建物に対して直接的な被害を及ぼしやすいという特徴を持っています。

旧耐震基準の木造住宅においては、瞬時に倒壊に至る危険性が指摘されているため被害が甚大になることが想定されます。

2. 計画の基本的事項

2-1 計画の目的

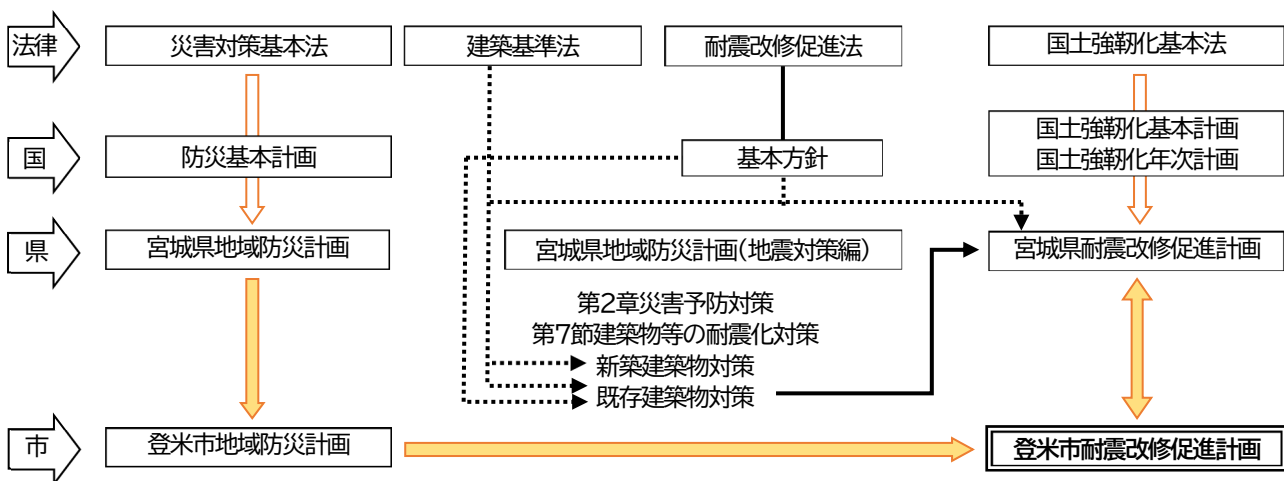
本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を守ることを目的としています。そのために、市、県、他の市町村及び建築関係団体などが連携して、既存建築物の耐震診断と耐震改修を総合的かつ計画的に推進するための方針を定めています。

2-2 計画の位置づけと期間等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づいて策定するものであり、「登米市地域防災計画（震災対策編）」（令和7年3月改定）を上位計画としています。既存建築物の耐震改修に関する施策の方向性を示す計画として位置づけています。

計画の位置づけと期間等



(2) 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化などにより、必要に応じて本計画を見直します。

(3) 対象地域と対象建築物

① 対象地域

市内全域を対象とし、優先的に耐震診断・耐震改修の促進に努める地域は、宮城県第5次地震被害想定調査において被害が大きいとされる地域とし、特に軟弱地盤地域、木造住宅密集地域及び避難場所・避難道路・緊急輸送道路に沿った地区とします。

② 対象建築物

建築物の用途、規模、構造及び建設年度などを踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震改修を行う必要のある建築物は、以下のとおりとします。なお、原則として、旧耐震基準に建てられた建築物を対象とします。

住 宅

- 住宅（大規模な分譲共同住宅を含む）。

多数の者が利用する特定建築物

耐震改修促進法第14条第1号、第2号及び第3号に規定する建築物で、耐震改修促進法施行令第6条及び第7条で定める規模等の要件に該当する特定建築物。

- 多数の者が利用する建築物（学校、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、ホテル、老人ホーム、賃貸住宅（共同住宅に限る。）など）で一定規模以上のもの。
- 一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物。
- 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物。

地域避難所(地域集会施設)

- 自主防災組織の拠点となる地域避難所（地区集会施設等）。

その他の施設

その他の建築物については、以下のとおりとします。

- 被災後、災害復旧活動の拠点となる公共性の高い建築物。
- 高齢者、身体障害者等災害弱者が利用する施設。
- 多数の者が利用する施設。
- 形態、構法、構造壁の配置、建築年代等からみて耐震性能が劣ると考えられる建築物。

公共建築物(市有建築物)

公共建築物については、以下の施設用途区分等を勘案して、優先順位を定めます。

- 防災拠点となる施設。
- 高齢者、身体障害者等災害弱者が利用する施設。
- 多数の者が利用する施設。
- その他の施設。

なお、市有建築物は、次の項目すべてに該当するものとします。ただし、施設管理者が特に認めた場合はこの限りではありません。

- 原則として、非木造で、2階以上又は延べ面積200平方メートル超の建築物。
- 災害発生時の防災対策施設、避難施設、医療施設等大規模災害時において重要度が高い施設とするほか、不特定多数の人々が集まる建築物等、災害発生時に甚大な人的被害の恐れのある建築物。

2-3 基本方針及び計画の目標

(1) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための基本方針

住宅・建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、建築物の所有者又は管理者によって行われることを基本とします。

建築物の所有者又は管理者は、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など地域の安全性に重大な影響を与える可能性があることを十分に認識し、主体的に耐震化に取り組むものとします。特に、災害応急対策に利用される公共建築物や地域避難所（地区集会施設）などの多数の者が利用する建築物については、その所有者又は管理者に、耐震性を含めた安全性を確保する社会的責任が課せられています。

市は、市民の生命・財産を守るため、建築物の所有者又は管理者が自ら主体的に、耐震化を図るよう相談など、技術的な支援を行います。また、公共的な観点から必要がある場合については、補助金等の財政的な支援を行います。

(2) 主体別の役割

市及び県、建築関係団体及び建築物所有者などは、既存建築物の耐震診断・改修の促進のため、以下の事項に取り組めます。

登米市

- ① 本市の住宅や建築物、道路基盤の現況と地震被害予想を勘案のうえ、本計画に基づき、耐震化の促進に向けた取り組みを推進します。
- ② 宮城県建築物等地震対策推進協議会活動との連携を図り、広域的な情報共有や普及啓発活動への参画を通じて、市内の建築物の耐震化を促進します。
- ③ 市民に対し、建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及啓発や情報提供を積極的に行い、今後も支援の拡充と充実を図ります。
- ④ 地域住民の自主防災組織の拠点となる地域避難所等の耐震化を支援します。
- ⑤ 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実に努めます。

宮城県

- ① 市町村が耐震改修促進計画を策定するにあたり、助言及び技術的支援を行います。
- ② 行政、建築関係団体、民間建築物の所有者団体及び学識経験者からなる「宮城県建築物等地震対策推進協議会」（以下「協議会」という）を活用し、宮城県耐震改修促進計画の円滑な推進を図ります。
- ③ 建築関係団体が組織する「宮城県住宅耐震隊・住宅リフォーム推進協議会」への指導・助言を行います。
- ④ 住民に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行います。
- ⑤ 建築技術者の耐震診断・耐震改修技術の向上を図ります。
- ⑥ 対象建築物の把握、台帳整備を行うとともに、耐震化の進捗状況の把握を行います。
- ⑦ 所管行政庁として、耐震改修促進法の積極的な運用に努め、耐震改修計画の認定や、建築物の所有者に対する指導および助言等を行います。
- ⑧ 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実に努めます。

建築団体

- ① 耐震診断・耐震改修の相談窓口を設けます。
- ② 協議会活動への参画及び市と連携した「宮城県住宅耐震隊・住宅リフォーム推進協議会」の活動により、建築物の耐震化の促進を図ります。
- ③ 耐震診断・耐震改修に係る講習会の開催等、建築技術者の技術向上に努めるとともに、当該講習会の受講者の活用促進を図ります。

建物所有者

- ① 建築物（住宅を含む）の所有者又は管理者は、建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めます。

(3) 耐震化の目標

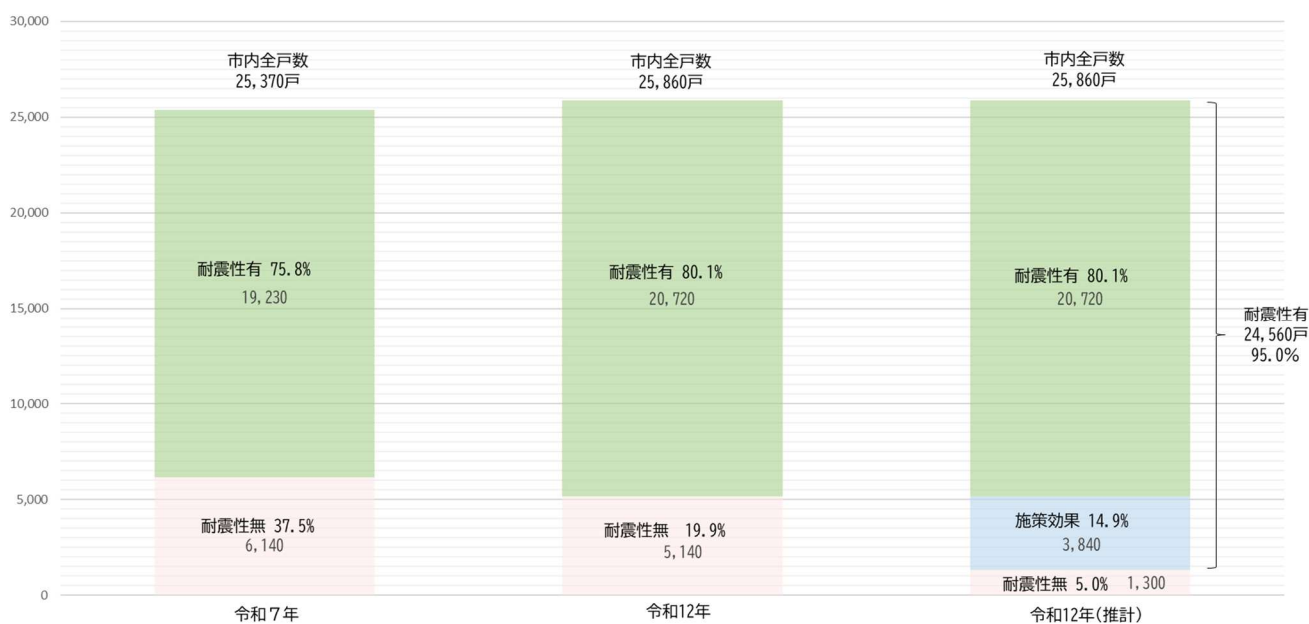
① 住宅

本市の住宅の耐震化の状況は表 1-2-1 に示すとおり、令和 12 年度末までに住宅の耐震化率を 95%以上とすることを目標とします。

表 1-2-1 住宅の耐震化率の目標

現況の耐震化率	目標とする耐震化率
75.8 %	95.0 %以上

注) 現況の耐震化率は、令和 5 年住宅・土地統計調査による。



② 多数の者が利用する民間の特定建築物

本市の多数の者が利用する民間の特定建築物の耐震化の状況は表 1-2-2 に示すとおり、耐震化率 100%で、全ての民間特定建築物において耐震性が確保されています。

表 1-2-2 多数の者が利用する特定建築物の耐震化率

(単位：棟)

建築用途	特定建築物			耐震化率
	旧耐震基準	新耐震基準	総計	
学校	1	—	1	100 %
体育館	1	—	1	100 %
ホテル	—	4	4	100 %
工場	—	2	2	100 %
事務所	—	3	3	100 %
駐車場	—	1	1	100 %
店舗	1	2	3	100 %
病院	—	3	3	100 %
福祉関係	—	5	5	100 %
共同住宅	1	0	1	100 %
総計	4	21	24	100 %

③ 市が保有する特定建築物

市が保有する特定建築物の耐震化の状況は表 1-2-3 に示すとおり、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら計画的に耐震化（耐震診断、建替、耐震改修、除却）を進めた結果、耐震化率で 100%全ての市保有特定建築物において耐震性が確保されています。

(単位：棟)

表 1-2-3 市有特定建築物の耐震化状況

用途	特定建築物					合計	耐震化率
	新耐震基準	旧耐震基準			耐震診断義務付け対象		
		内耐震基準適合建築物	指示対象				
庁舎（総合支所）	6	1	1	1	1	7	100 %
消防本部・署	1					1	100 %
小学校	8	15	15	15	5	23	100 %
中学校	3	7	7	6	5	10	100 %
体育館	7	6	6			13	100 %
その他体育施設	7	6	6	2		13	100 %
幼稚園	1					1	100 %
病院	1	3	3	3	2	4	100 %
福祉施設	7	1	1			8	100 %
公民館・集会施設	15	6	6			21	100 %
祝祭劇場	1					1	100 %
市営住宅	7	2	2			9	100 %
その他	1	1				2	100 %
工場	7					7	100 %
総計						120	100 %

④ 地域避難所(地区集会施設等)

地域避難所（地域集会施設等）の耐震化の状況は表 1-2-4 に示すとおり、耐震化率は 58.5%で、

地域避難所は、地震などの災害発生時に、住民が互いに助け合う「共助（自主防災組織）」の活動拠点として、非常に重要な役割を担っています。単なる避難所にとどまらず、地域防災の核として機能することが期待されており、地域の防災力を高めるためにも、課題である耐震性不足への早急な対策が求められています。

各地域の安全・安心を確保するため、地域避難所の全施設耐震化を図ることを目標とします。

表 1-2-4 地域避難所(地区集会所等)の耐震化状況

地域名	集会所数 A	旧耐震基準 B	新耐震基準 C=A-B	現状耐震化率 E=C/A(%)
迫地域	63	29	34(耐震改修 1 件含)	53.9
登米地域	28	12	16	57.1
東和地域	27	8	19	70.4
中田地域	65	22	43	66.2
豊里地域	19	11	8	42.1
米山地域	48	27	21(耐震改修 1 件含)	43.7
石越地域	21	6	15	71.4
南方地域	30	8	22	73.3
津山地域	15	8	7	46.7
合計	316	131	185	58.5

第2章 耐震化促進施策の内容

1. 住宅

1-1 普及・啓発

市は、本計画における目標（令和12年度末までに住宅の耐震化95%を目標とする）達成に向け『登米市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）』を策定し、毎年度、耐震化促進事業の具体的な取り組みと、支援目標を設定し、その実施・達成状況を把握、検証、公表し、対策を進めます。

また、策定したアクションプログラムに基づき、パンフレット、ホームページなどの多様な手段により所有者などに耐震化の必要性・重要性について啓発するとともに、耐震診断及び耐震改修に関する情報、助成制度や支援対策などの情報を合わせて提供することにより目標達成に向けた普及促進を図ります。

1-2 耐震診断の促進

住宅の耐震化促進を図るため、住宅の耐震診断助成事業の実施・拡充に努めます。

令和7年度までの事業実績をみると（表2-1-1参照）、平成23年以降、住宅の耐震化は進展し未耐震数は減少傾向にあります。さらなる耐震化を促進するため、引き続き事業を実施するとともに広く周知を図ります。

1-3 耐震改修の促進

市は、住宅の耐震化促進を図るため、住宅の耐震改修工事助成事業の実施・拡充に努めます。

令和7年度までの事業実績をみると（表2-1-1参照）、平成21年以降10件未満で推移しており、引き続き事業を実施するとともに、広く周知を図ります。

表2-1-1 住宅の耐震診断助成事業及び耐震改修工事助成事業の実績（単位：件）

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	小 計
耐震診断助成事業	42	17	19	28	33	21	59	22	9	10	4	264
耐震改修工事助成事業	15	4	6	10	6	6	3	5	6	2	2	65

区 分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	合 計
耐震診断助成事業	10	6	14	6	7	14	14	7	8	7		357
耐震改修工事助成事業	5	1	1	4	3	0	2	1	4	3		89

2. 多数の者が利用する特定建築物・その他の建築物

2-1 普及・啓発

宮城県沖地震、スラブ内地震などによる地震の予測震度、被害想定などについて情報提供するとともに、耐震化技術、法律・税制、融資制度など地震対策に関する情報を、パンフレット、ホームページなど多様な手段により、特定建築物の所有者、利用者等に提供します。

特に、特定建築物の耐震診断・耐震改修の必要性については、建築物所有者などに十分な周知を図ります。

2-2 耐震診断及び耐震改修の促進

建築物の耐震化促進を図るため、必要な情報提供などの拡充に努めるとともに、住宅・建築物耐震改修等事業の活用などを検討します。

3. 公共建築物(市有建築物)

3-1 市有建築物の促進

特定建築物以外の小規模な施設について、利用者の安全・安心の確保へ向けた耐震化に努めます。

4. 地域避難所(地区集会施設)

4-1 耐震改修の促進

地域における自主防災組織の拠点となる地域集会施設の耐震化の促進については、助成制度を活用しつつ、計画的に耐震化を図るよう継続した普及啓発に努めます。

5. 地震時に通行を確保すべき道路(緊急輸送道路)

5-1 緊急輸送道路

県が指定した緊急輸送道路及び「登米市地域防災計画(震災対策編)」において地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、重要となる道路として選定した各路線について緊急輸送道路とし、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進するよう努めます。

特に上位計画の宮城県耐震改修促進計画で指定した市役所本庁舎または圏域防災拠点などの主要な施設へ連絡する路線沿道の建築物の耐震化を促進するよう努めます。

6. 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

6-1 がけ地近接等危険住宅移転事業

市は、地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、がけ地近接等危険住宅移転事業等を活用し、対策を推進します。また、市内に指定されている土砂災害危険箇所等の情報をホームページで提供するなど、被害の未然防止や減災対策の啓発を行います。

第3章 啓発及び知識の普及に関する施策

1. 啓発及び知識の普及

耐震改修に関する住宅への助成事業を広く周知するため、パンフレットの配布や市のホームページ、広報を活用した情報提供の充実を図ります。また、戸別訪問（耐震診断ローラー作戦）を実施し、多数の市民や建物所有者に情報が届くよう努めます。提供する情報の内容も充実させてまいります。

2. 技術者の情報提供

行政、建築関係団体は、適切な耐震診断及び耐震改修に必要な知識や技術等の習得、資質の向上を目的として、それぞれの役割に応じて取り組んでいます。宮城県では、建築士や建築施工技術者等を対象とした「みやぎ木造住宅耐震診断士」や「みやぎ木造住宅耐震改修施工技術者」講習会を行っています。市では、耐震改修に関する講習会を受講した設計者や施工技術者等などの情報を整理し、耐震診断や耐震改修を検討する市民に対して情報提供を行います。

3. 家具の転倒防止策

平成7年の阪神淡路大震災では、幸い倒壊を免れた住宅でも家具などが転倒し、多くの犠牲者が発生しました。また、平成15年7月の宮城県北部連続地震においても、地震により倒壊を免れた住宅で家具などが転倒し、多くの負傷者が出ています。

市は、地震による家具の転倒や家具のガラスの飛散などの室内被害を防ぐため、金具、防止器具の取り付け方法、飛散防止フィルムの貼り付け方等の具体的な対策についての必要な情報提供を行い、市民の意識啓発に努めます。さらに、居住空間内の一時的な避難スペース確保の方法の一つとして、耐震シェルター、防災ベッド、耐震テーブルなどの防災用具の周知と普及にも力を入れます。

4. 町内会、NPO等との連携に関する方針

市は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、支援等を行うよう努めます。

5. 高齢者世帯への支援の方針

耐震化が必要な旧耐震基準住宅の所有者の多くは高齢者であるため、耐震化促進を図る上では高齢者を対象とした支援や普及・啓発活動が必要です。

高齢者の防災意識と地震被害への備えを向上させるための啓発活動を実施するとともに、既存の助成事業、税制優遇などの情報を周知し、住宅の耐震化促進を図ります。また、住宅金融支援機構による高齢者向け返済特例制度について、制度の周知と活用促進を図り、高齢者の耐震改修への意欲向上を図ります。

高齢者向け返済特例制度の概要（リバース60）

満60歳以上の方が自ら居住する住宅に、バリアフリー工事または耐震改修工事を施すリフォームを行う場合、返済期間を申込人（連帯債務者を含む）全員の死亡時までとし、毎月の返済は利息のみを支払い、借入金の元金は申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなられたときに一括して返済する制度

第4章 宮城県との連携

1. 宮城県との連携

1-1 宮城県との連携

耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表及び建築基準法による勧告・命令は、所管行政庁が行うこととされています。このため、市においては、所管行政庁である県と連携を図ります。

2. 宮城県が実施する事項

2-1 指導・助言の方法

県は、指導・助言の対象建築物の選定にあたっては、災害時の拠点となる建築物、緊急輸送道路を閉塞する可能性のある建築物、危険物の貯蔵・処理の用途に供する建築物などで耐震性能の低いものを優先的に行います。

2-2 指示・公表の方法

県は、表4-1-1に示す特定既存耐震不適格建築物のうち、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていない建築物の所有者に対し、文書により必要な指示を行います。

また、正当な理由がなくその指示に従わなかった場合は、必要に応じて広報への掲載やホームページへの公表などにより周知します。

なお、その所有者が指示を受けてすぐに実施していなくても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、その計画が確実に実施される見込みがある場合には、その計画内容などを考慮して公表の判断を行います。

2-3 報告・検査等の方法

県は、指示又は公表を行う場合には、必要に応じて、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、その建築物の地震に対する安全性の報告を求めたり、職員が立ち入り検査を行ったりします。

2-4 勧告又は命令の方法

県は、耐震改修促進法第15条第3項の規定による公表を行いました。しかし、特定既存耐震不適格建築物の所有者が耐震改修を実施しない場合で、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が著しく保安上危険である、危険となるおそれがあると認められるときは、建築基準法第10条第1項の規定による勧告を行い、必要に応じて同条第2項又は第3項の規定による命令を発出します。

表 4-1-1 耐震改修促進法における規制対象一覧

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センター、その他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設				
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって前面道路の幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建造物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

第5章 関連施策

1. 宮城県建築物等地震対策推進協議会との連携・活用

建築物の耐震化を円滑に推進するため、県は市町村、建築関係団体、民間の建築物所有者団体及び学識経験者からなる『宮城県建築物等地震対策推進協議会』を組織しました。これにより、地震対策を総合的に推進する体制に強化されました。近い将来発生すると予想されている大規模地震に備え、建築物の耐震化や地震によって被害を受けた建築物の早期復旧など、地震による被害を軽減するための様々な課題に対して、学識経験者、県、市町村、建築関係団体が連携して取り組んでいます。

市は、この協議会を活用し、産学官による建築物の耐震化推進方策などの検討や情報交換を行うとともに、産学官一体となった推進体制の整備・拡充を進め、本計画の着実な推進を図ります。

2. ブロック塀等の倒壊防止対策

市及び県は、大規模地震時のコンクリートブロック塀等の倒壊防止に努めます。その危険性についてはパンフレットなどにより啓発するとともに、コンクリートブロック塀等の耐震安全性に関する実態調査を引き続き行います。危険性のあるものについては、その結果を所有者等に通知し、必要に応じて個別に訪問して改善を促します。

地震発生時のブロック塀等の倒壊による事故を未然に防ぐため、通学路または避難路(公衆用道路等)に面した危険度の高いブロック塀等を除去して安全性を確保する場合に、除去費用の一定額を補助します。

表 5-3-1 登米市危険ブロック塀等除却事業の概要

	登米市危険ブロック塀等除却事業	
	ブロック塀等の撤去	
補助対象	①公衆用道路等沿いに設置され道路からの高さ1メートル(擁壁上の場合は0.4メートル)以上のもの ②市が行う実態調査において、総合判定により要改善と判定を受けたための ③一部除却をする場合には、当該ブロック塀をその接する道路面から50センチメートル以下の高さにする場合	
助成内容	倒壊の恐れがある危険なブロック塀等を取り壊す場合、その費用の一部を補助	

表 5-3-2 登米市危険ブロック塀等除却事業の実績

(単位：件)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	小計
除却事業	7	1	4	3	2	3	10	1	0	0	0	31
設置事業	4	1	4	2	2	0	10	1	0	0	0	24

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計
除却事業	1	0	9	11	13	5	10	0	2	2		83
設置事業	1	0	7	8	11	4	5	0	1	1		62

3. 地域集会施設の耐震対策

市では、災害時の一時避難場所として地域集会施設を指定しており、地域の最も身近な避難所としています。地震などの災害時においても、平時と同様に利用できるように、耐震性の高い構造が必要です。そこで、地域の自主防災を推進するために、地域集会施設耐震化事業を進めています。

4. 非構造部材（落下物及び建築設備の耐震対策）

平成 17 年 8 月 16 日に発生した地震（宮城県沖を震源とする地震）では、県内の屋内運動施設において吊り天井が落下し、35 人が負傷する被害が発生しました。また、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災においても、天井や外壁材等の非構造部材の脱落による被害が多発したことから、対策の必要性が再認識されています。このように、最近の大規模地震においては落下や転倒による被害が後を絶ちません。そのため、市は県と連携し、特殊建築物の定期報告制度を補完する「非構造部材（落下物）と建築設備の耐震点検マニュアル」の普及を図っています。今後も落下・転倒防止対策の実施に努めてまいります。